

自動車公害の防止に関する規定

現行の市条例において、第46条に自動車の所有者の努力義務、第47条に交通公害に関する適切な措置の要請及び第48条において運輸事業者等の努力義務があります。

改正後の市条例においては、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）に同様の規定があり、重複している為削除する事とします。

現行の市条例	改正後の方針案
(自動車の所有者の努力義務) 第46条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車を運転し、若しくは所有する者は、交通関係法令を遵守し、必要な整備及び適正な運転をすることにより、騒音、振動及び排出ガスの低減に努めなければならない。 (交通公害に関する適切な措置の要請) 第47条 市長は、自動車等の通行によって発生する騒音、振動及び排出ガスによって市民の平穏な生活を妨げると認めるときは、関係行政機関に対し、自動車等の通行の制限又は道路の改善等適切な措置を講じるよう要請するものとする。 (運輸事業者等の努力義務) 第48条 運輸事業者等は、地域の良い生活環境を確保するため、騒音、振動の防止及び排出ガスの低減に努めなければならない。 2 運輸事業者等は、常に車両の整備及び適正な運行管理に努めなければならない。	府条例第41条 自動車の使用者等の努力義務 府条例第41条の2 自動車の駐車時における原動機の停止 同様の規定がある為、削除。 大気汚染防止法第21条 測定に基づく要請等 騒音規制法第17条 測定に基づく要請及び意見 振動規制法第16条 測定に基づく要請 府条例第43条 道路管理者等への意見 同様の規定がある為、削除。 府条例第41条の4 勧告 事業者への勧告等の規定がある為、削除。

自動車公害の規制概念図

